社会福祉法人あわら市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償支 給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あわら市社会福祉協議会定款第 10 条第3 項の規定に基づき、社会福祉法人あわら市社会福祉協議会役員の報酬の支給 及び費用の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

- 第2条 会長の報酬は、月額30,000円とする。
- 2 会長以外の役員には、報酬を支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 役員の費用弁償の額は、会長及び雲雀ヶ丘寮担当理事を除き、会長の 指定する会議等への出席1回につき2,000円とする。ただし、監事のうち公 認会計士、税理士の資格を有する者が、会計監査の業務に従事した時は、出 席1回につき5,000円とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。